

# 平成30年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ」栃木支部の健康保険料率は現在の9.94%から9.92%に引き下げ、介護保険料率は現在の1.65%から1.57%に引き下げとなります。（平成30年4月納付分から変更）※40歳から64歳の方は介護保険料率が加わります。

詳しい内容はホームページでご確認ください。

■問合せ 協会けんぽ栃木支部 ☎028-616-1692 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 4月から国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるための「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより4月から国民健康保険制度が変わります。

これまで町が保険者となつて国民健康保険を運営していましたが、平成30年度からは県と町がともに保険者となつて運営することになります。これにより県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化が図られます。

国保のしくみは変わりますが、被保険者の方の医療の受け方や保険料の納め方は変わりません。また、各種申請や届け出なども、これまでどおり町の担当窓口で行います。現在お持ちの被保険者証等も同じようにお使いいただけます。

### 主な変更点

▼被保険者証等について 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には「栃木県」が表記されます。また、70歳から74歳の被保険者の方に発行している高齢受給者証が被保険者

証と一体化します。この一体化に伴い、被保険者証の更新時期が10月から8月に変更となります。

▼高額医療費の多数回該当について これまで高額療養費の多数回該当は、市町間をまたがる住所の異動があつた場合、該当回数が引き継がれませんでした。平成30年度からは、栃木県内のほかの市町への転居で世帯の継続性が認められる場合、多数回該当の回数が通算されます。これにより、被保険者の方の負担軽減が図られます。

▼問合せ 住民生活課医療保険係 ☎726909

## 県と町の役割分担

| 県の主な役割            | 町の主な役割                 |
|-------------------|------------------------|
| 財政運営の責任主体         | 国保の資格を管理(保険証の発行や届出の受付) |
| 事務の効率化、標準化、広域化を推進 | 保険給付の決定・支給             |
| 市町ごとの標準保険料率を算定・公表 | 国民健康保険税の賦課・徴収          |
| 保険給付費等交付金の市町への支払い | 国保事業費納付金を県に納付          |

## 税務署からのお知らせ 平成29年分確定申告 所得税等の納付等について

平成29年分確定申告における所得税等の納期限および振替納税を利用されている方の口座振替日は、下表のとおりとなりますので、納期限までの納税または振替日前の預貯金残額の確認をお願いいたします。

納税が納期限に遅れた場合または残高不足等で口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。

振替納税は、申告所得税および復興特別所得税、個人事業者に係る消費税および地方消費税について、ご利用いただけます。振替納税をご利用いただくと、預貯金残額を確認しておくだけで金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。

なお、ご利用開始に当たっては、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までにご提出ください。

▼問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115 (代表) ※自動音声案内に従い番号をお選びください。

| 税目等               |     | 納期限           | 口座振替日         |
|-------------------|-----|---------------|---------------|
| 申告所得税および復興特別所得税   | 確定分 | 平成30年3月15日(木) | 平成30年4月20日(金) |
|                   | 延納分 | 平成30年5月31日(木) | 平成30年5月31日(木) |
| 個人事業者の消費税および地方消費税 | 確定分 | 平成30年4月2日(月)  | 平成30年4月25日(水) |
| 贈与税               | 確定分 | 平成30年3月15日(木) | 利用できません       |